

中外新聞

合本

卷一

一



18
9
15
9

不許翻刻

慶應四年四月第三板

中外新聞

初卷

第一號
第七號

開物社印

開物社印

中外新聞やうやく読物に
い求むる人た多きより
縮めて小本とし
よのよあはれ
むらまを
はるる知月中旬也

序

柳河喜の序

中外新聞

先年以來横濱開板のタイムス又ヘラルドと名くる新聞を
訳し又英吉利亞墨利加法蘭西和蘭諸国の新聞をも得る
とび毎に訳出し写本より傳へ来ると雖も筆者の煩を
堪へざるを慮り此度活字より印行をるめあり
新聞を其原本を得るに随て訳出し其訳の先成るものより
印行を故に原本の号数に拘らば只公布の前後を以て号数
を定む且つ訳文ありさるも廣く世上に布知すべき程の事
を取交へて記を是と中外の名を命する所以あり
新聞をも多し益し善し四方の君子希く之を寄贈して以て

缺漏を補ひらる

慶應四年二月

中外新聞第一号

慶應四年二月廿四日

西洋三月七日我二月十四日の横濱出板新聞紙より抄

出を

此度神戸より来りし書状の趣より箱根の街道既に攻進
の路とありし由を慥に申越し然とも諸説一定せ
以或は十四五日以前薩兵七百人急を京都を出立せと云
ふ是は箱根の備へあきを知りて之を奪ふと見えたり
それと付ては人数は少く不相當ありと雖も若し
此説実事ありは是亦江戸通行の要害ある故に随分尤ある

事あり

長崎よりの便^{まひ}に申越し^まる事万一信実^{まこと}ある箱根の要所
を取られ^まるより尚^{なほ}北方諸侯の為りの大不幸あるべし

長崎の書状の次に出せ 北方とい関東の事より南方と

の西国諸侯の事あり原文のまゝに訳し^{やく}る

若し紀州侯他の大名の盟主^{めいしゅ}とありて江戸を助^まるが為

朝廷への周旋^{しゅうせん}をあるべし^べ双方の都合も宜く安全ある

一実^{まこと}に紀州の徳川氏の頭分^{かぶらひ}とありて双方の間を取扱^とる

きなど^なの權^{けん}ある家あり然るに長崎の書中云へる趣の甚

疑^{うたが}あり

京都より長崎より左の趣を申し越し^まる會津并に伊
豫の松山備中の松山高松大多喜^{おほき}此大名の皆^{みな}京都に敵對せ
し者^{もの}より其屋敷をも領地をも召上げ^まるべき由あり此事
を 天朝より布告^{ふこ}ありしに仙臺の在京家老^{まうら}全^{ぜん}く

朝敵^{あそ}あるが由の歎願^{なげ}をあり其他諸方より色々の願
書出^でる由あれども長き評議^{ひやうぎ}の後忽ち征討^{せいとく}を仰出^まされ

り是に於て彼家老^{かの}の大^{おほ}に驚^{おど}き全^{ぜん}く其主人の命に左様の事
より是は是あき音を申述べ尚又再願^{また}をあり^まれども再び別
紙を以て會津の地を攻取^とるべき由を命せ^まるれ^まる但し是
の仙臺と會津との間を離^{はな}るが為の計と見え^まる何と今少

一日を經たらば委しむる相ふらぶ

此度の 天朝の決定を全く薩戸と長州との決議より出
しる事ありべし此の如き未曾有の大變革の蓋し 天子

を尊ぶの真意より出するべし然らばしる 只權勢を備へと
る名の影有るに依て之に及びあらん故に北方諸大名の
不服あるも亦其理なきふららん

一橋の只恭順謹慎より敢て戦を好まず

一橋との即ち 大君の事あり或は前將軍とも云へる處
けりされ亦原本のまゝに誤り

外国と日本との交際を付て此末如何成り行くべきや未だ

詳あらん

神戸より西洋二月廿七日即ち日本二月五日に出る書状
に曰サトウ京都より歸着を医官宛リスと京都に留りて怪
我人の療治を成せと

按て英吉利の醫師を京都に招くことを薩戸の願より去
る正月廿六日 天朝の許容けりし由あり

同所より西洋三月二日即ち日本二月九日に出る手紙に
曰備前侯の家来に外国人に向て砲発の差図をあらしる罪
に依て今日誅せらる初を切腹と聞きしが頭を斬らる事
に成りし右死罪に兵庫の寺院にて行ひ各国の名代一人

つゝ見分の為に出張を

○西洋二月廿八日即ち日本二月六日長崎より出たる英人書状の抄訳

此頃中毎日當港在苗の軍船より人を出し市中を巡らしむ然れども十二大名此地の奉行所を預りしより以来其事止し

十二大名とは即ち薩廣土佐筑前安藝島原大村肥前長州五島對馬肥後平戸これあり

此程真偽の詳あらずに加州と越前との間は戦争ありしもの風聞あり又紀州の兵七千人大君を征討せらるゝ為に江戸

へ行きしもの風聞ありて市中以の外は動揺せり

此節外の商賣はあく只蒸気船銃砲彈茶の賣買のみあり

ウゼニーと名くるゴンボートは十万ドルを肥前へ賣れ

ヒンダと名くる船は十一万ドルを長州へ賣れしり今一

艘タイワンと名くる船も賣れしり買主と直段との詳あ

ざ

四日以前アテリ子と名くる船は是も賣物しり兵庫へ往き

ロフルを昨日横濱へ出帆し軍船アイカルスは今日箱館へ

出立を

ペール、船を一昨日上海へ往き亞墨利加船オニワルドを

それより以前は出帆しより

按は亞墨利加の既は局外中立の觸書を出して軍船武器の賣買を禁せり蓋し他国も同ドウるべし其布告いもど長崎は達せざりし前の事ありや○觸書の文の第二号は出帆

内田弥太郎 譯

西洋新式

縫物器械用法傳習并仕立物の事

右器械をシウインマシ子と名くる精巧簡便の品なり近年船来りりしと雖も用法いまだ世に弘らば依て去年官命を蒙り横濱に於て外国人より教授を受け尚又海内利益の為は傳習相始に間望の由方の開成所へは尋ふさるべし付ては傳習の序何れをも注文次第廉價にて仕立物致すべく依て此段布告及ふとのあり

慶應四年二月

開成所に於て

遠藤辰三郎

此度新聞紙印行相始めいり付込入社ふされ度此方ハ此姓
名并ニ入用の部数小川町開成所内へ此中越ふきまぐき事
代銀ハ前金もくも跡金もくも一ヶ月毎ニ此拂の事
日本外国とも新聞の類ハ差越下されいりぐ早速植えさせ
製本呈上いりぐへき事

二月

中外新聞第二号

慶應四年二月廿八日出板

局外中立の觸書

日本御門と 大君との間ニ戦争の起りたる事を布告し且
合衆国人民を以て局外中立の規則を嚴重ニ守らしめんが
為ニ左の趣を觸せしむ
軍船或ハ運送船を賣り又ハ貸し兵士武器弾薬兵糧其外を
べて軍事ニかゝる品々を或ハ賣り或ハ貸し渡す事
嚴禁すべきものあり若し此規則ニ相背くもの於てハ公法
ニ依て之を論まれば即ち局外中立の法度を破る者なり

敵視せらるゝに至るべきものあり

前文に言へる如き規則を破る者ハ軍律ニ従ひ其人ハ捕虜
せられ其積荷を没収せらるべき事勿論ありと云へ局外荷
主の品とりとも連累の禍を免る事能えざらば
日本国と合衆国との條約面の權ニ依てと云へ我國人より
と雖も右の規則相破りとする者を敢て之を保護する事能
ざるものあり

日本在留合衆国ミニストル

ラン フルケンブルグ

日本兵庫神戸に在る合衆国居留館に於て

西洋一十八百六十八年二月十八日即ち日本正月廿五日

右布告の文各国何とも同文言ふべし只ミニストル
の姓名異なるのみ
渡辺一郎 訳

○

仏蘭西の飛脚船最早兩三日の間に入津をぐ一向山隼人正
其船に乗りて帰府をへき筈あり其他の友人も共ニ帰帆を
る者有べられ定て面白き新聞多からんと思はる見聞の
説ハ退く次冊に印行をぐべし

或人の話より京都より置かれし伊東某といふ兵庫奉行を以て外国人へ談判ありし事ありしに此度徳川氏政権を返上せりし上ハ外国の條約も 王朝は於て新に結ばせらるるべし云々外国人答へて曰 王政復古の事の承知せり去あつた條約の儀ハ各国帝王の調印を致しし事故只今即時ハ決し難し各国申合の上本国帝王へ申遣も其差図を受んて決定せべき事勿論あつべし付て先年以來日本は於て外人の殺害せられし事度いられ有り其外狼藉の所業に至りてをゆけし數へざりし此度 王朝は於て政法改革の儀仰出されしゆり先づ其手始めは 天子御調印の書付を

出しらるべし其文言ハ是まぐ日本国内は於て外国人へ對し不法の働も或も故なく外国人を殺しし者ありと雖も今度新に政律を改正する上を日本全国に詔を下し敢て右様の所業を致させしむるの證書あり此の如き證書を得て各国の帝王へ差送り其後改めし條約の事を談判し及ぶべしや

○二月廿一日出板横濱新聞の訳文

● 仏蘭西人泉州左海に於て殺害せられし事
今廿一日亞墨利加の軍船モノカシール兵庫より當港に來着

す亞墨利加普魯社以大利のニストル同船して帰り来たり英のニストルも上京の支度して尚彼地は滞留し此船の載せ来りし書状を見らば去る二月九日備前の士官死刑に處せられし事を知り日本人復讐の爲は仏国水夫を許多切害せし由を申し越しし蓋し土佐人又土佐人の装をありし備前人あらん竊と思ふは諸国のニストル先日備前士官の切腹を止めあが佛国水夫も命を失ふ事あり日本政府は於ても此事件より起るべき災害を免らん右人殺しの一件諸説紛々しりと雖も左の書状多分の実説ありし

西洋三月十二日即ち日本二月十九日神戸より出と

書翰の文

昨日キウシウと名くる船は一封の書を託るといへども思ふに此モノカシ船却て速に到着をぐり依て短文を以て一事を報告を
日本二月十五日堺に於て一小船は乗り居る佛国の水夫共不意に土佐兵隊の爲に襲われ切害せられし者十二人水を泳りて其場を逃れし者僅に一兩人は過ぐば是を明白に兼て巧く偽計と見え最初より其子細を告る事もあり又水夫の内小船の外は誘出され其後取巻られし

り諸国の公使右罪人を速に刑罰せん事を京都に訴ふる
よ土州ハ勿論京都政府も至極心を用ひて之を尋ね出
し刑して以て外国人は謝せんと欲するの様子あり既に其
罪人の内捕へられし者もこれ有り

昨日神戸より右の死骸を埋葬を諸国のミニストル悉く葬
よ會々其時墓前よ於て佛国のミニストル彼死人の同僚よ
向ひ後日必も大に死人の為よ復讐をおさんと云へり
右死人の内刀剣を以て殺されし者ハ只一人より其餘ハ
皆銃丸の中より○或説十六人の内死者十一人と云
奔リスサトウの兩人再び京都に入りサトウを土州侯の側

よ在り

前便よ諸国のコンシル皆大坂を引拂ひし由を申送りしが
英吉利コンシルをいまは彼地よ苗在をと云

江戸を攻めんが為よ京都より三万の大軍を發するよの風
聞たり

是まが書状の文あり

右文中よ云へる如くキウシウ船よ託しし書状到着せば
堺よ於ての人殺しの始末明白よ相分るべし依て其以前種
々の異説りりとも敢て之を信せまらば

○當時横濱在苗の商船十八隻軍船を六隻より英船三佛

船一亞船二あり

藤野善藏 譯

中外新聞第三号

慶應四年三月二日

和蘭ワトルダム新聞訳出

普魯社国新刻の萬国通表より地面の廣き魯西亞国と波蘭
 国を合して日耳曼里方積九万九千二百九十六あきとらや埃地利国ハ
 一万一千三百零五佛蘭西国を九千八百五十普魯社国を六
 千三百九十二英吉利国を愛倫国を合して五千七百六十二
 是を歐羅巴洲内の分あり尚他洲の領地を魯西亞三十六万
 九千八百英吉利二十四萬一千五百八十七佛蘭西二万四千
 四百二十八あり

人口を魯国六千八百二十二万七千二百五十二人佛国三千八百零六万七千零九十四人オーストリア奥国を大凡三千五百万人英国二千九百零七万一千人普国二千三百五十七万八千人
国債を普国の銀錢ターレルより英を五十三億五千二百万元その他洲領より九億一千一百万元佛を三十七億六千万元魯を二十四億零四百万元奥を二十三億一千五百万元普を四万二千八百万元いづれもターレル錢あり

里程の長短銀錢の相場等の洋学便覽二集より出づ
陸軍の人数魯を平時五十万八千人戦時九十七万八千人佛を平時四十一万七千人戦時八十万八千人普を平時二十六万四

千人戦時六十四万七千人奥を平時二十五万人戦時六十一万九千人英を平時十三万九千一百三十三人此外非常の時より呼集むべき兵數陸軍十二万九千人海軍六万八千人他洲の兵二十一万三千二百九十人あり

軍船を英六百廿八隻大砲九千一百五十八位より佛を船數四百七十三砲數七千七百四十七魯を船四百二十五砲二千一百八十六奥を船九十一砲一千零々四普を船八十四砲四百八十四

商船の数を英二万八千七百八十七艘オランダ尚其他洲領より九千七百三十四艘より佛を一万五千一百八十四普を三千一百十

八魯を三千三百四十塊を四百九十五艘

右此数を毎年増減する内は普魯社を去年戦争の後益
盛大とあるべき勢あり尚加藤弘藏の着せる西洋各国
盛衰强弱一覽表を参考を乞ふ

佐々木貞庵 譯

○雜報

去月京都より久我中納言を大和国の鎮臺を命ぜられ東久
世前少將の兵庫港鎮臺醍醐大納言を參與国内事務掛り兼
大坂鎮臺宇和島少將を外国事務総督兼大坂鎮臺を命ぜら

れりとの報告あり

東海道鎮撫將軍橋本少將柳原侍従を尾州并薩州等の兵
を率て既に箱根に来着を

小沢雅樂助といふ者元は関東の賤民ありしが偽て勅使の
先遣と号し甲州に入りて恣に令を下し容易あらざる企て
り然るに其偽する事露顯して此頃召捕られり

此度泉州にて殺されたる仏蘭西人の一條只今土州并京
都へ談判最中のより解死人を勿論莫大の償金を出すべき
旨厳しき應接ありと云ふ多分不日戦争に成るべしとの
風聞あり

英吉利の海軍教師を既十日程以前皆江戸を引拂りしが
佛蘭西の陸軍教師はノワンを始め尚江戸に逗留せり然る
も泉州の一條起り故に二月廿六日皆悉く横濱へ出立以
何事も戦争の用意をあんといふ
或る外国人の話に環を殺されたる佛蘭西人を最初小
き川蒸気船に乗せ測量に出たる者廿人程あり其内僅に
三四人海へ飛入りて命を助けられたる死者十六人ありと
いふ或は十一人とも十二人とも云ふ其時亞墨利加人も土
州の固め居り近辺へ来掛りしが山手の方へ道を替へて
通行せし故無難に濟し若し押て其辺へ行き掛りおぼ

亞人も必き打拂をせざるべき様子を見えたり扱此事は付土州
人の不法あるの言ふ迄もあく薩州長州も亦罪あり當正月
以来大坂兵庫近辺の警衛に薩長両家を心得居る由兼て
外国人へ通達されたり然るに此の如き始末及びこの事
全く薩長の無念あれば佛蘭西人大挙して罪を問ふべきに
勿論英吉利も佛蘭西と互に相助力をせざるべき條約ありは付此
度の英仏合して薩長土の三州を伐つべき理ありと云
横濱ドルの相場此十日程大抵替る事ありドル百枚は付一
分銀二百九十八より二百九十九の賣買あり即ち一ドルの
相場四十四匁七分より四十四匁八分五厘よりなる

○
此新聞紙追々入社の方々多く相成に故あらず職人を撰
み出精いゝ植うゑを以る今月よりハ一ヶ月又六冊づく相
違あゝ出板致さべくハ尤別致あつち疎らあつち新聞紙これらる時ハ
日限又拘とらはる臨時又摺立相あひ弘め申へく事
相立の度毎又江戸中書物屋へも差出ハ何方々も模
寄次第あつちよりハ永あきとゞき事
中外新聞賣弘めあつち記者を開成所へハ出べき事
新聞紙の文章むづかあつちきといふ評判なり依て此次よりハ
平う多を多く相用ハ博あつち学の笑を顧あつちに申さる事

追加

今川刑部大輔跡部遠江守若年寄又任ぜらる
或る処あつちより按摩渡世あつちをまゐる旨人あつちの家又かくと居あつちる浪人
一人を召捕あつちり其所持の荷物あつちを改めハ外の物をあくて只
神社佛寺の札あつちの板木を沢山持あつちち居あつちり去年諸国又神符の
類あつちを降あつちせし者皆此輩あつちの所業あり事いよと明白あり
来二号又仙蘭西飛脚船近日到着あつちまぐあつちと言ひあつちハ既又廿
五日ハ一あつちと名くる船上海より横濱又到着あつち向山氏も帰
府ハハポードインを未あつちど来あつちらん

○コルクの黒焼留飲并コロリは効能ありの説

民間医方の書は留飲の癖あり人毎日コルクの黒焼を粉と
して水とて一日は三度づつ用ゐれば必効能ありといふ説
と記せり然るも新聞紙は左の奇説あり

コルクをフランスの口よきる木あり

英吉利船去年海上より俄にコロリを煩ふ者三十人程出来
せしはコルクの黒焼を粉として水と乳汁とを頻に用ひ
て全快せり是を天竺地方より民間に用ゐる薬方ありといふ

○今日左の書状の写を得たり即ち外国人より或人
に贈りし書状の訳文あり 三月二日追記

於横濱千八百六十八年第三月廿三日即日本二月晦日
一封兵庫より到着せり○本月十九日はパークスロセス并
ホルスブルク上坂に廿日は伏見に着し廿一日京都に到り
廿三日或を廿四日 天子に謁見せん事を期せり

本文の人名を英仏和蘭三ヶ国の公使あり日附十九日
を日本二月廿六日あり推して知るべし

土佐の士分四人兵卒十六人斬首せられ且つ十五万ドルの
償金を拂ふ事ありとあり謹言

中外新聞第四号

慶應四年三月六日

京都より諸州への布令書

今般 朝政御一新に付ては万民の撫恤の儀ハ專要の処當
今御国内多事の折柄に付自然安民の道等閑に相成は際に
垂し不逞の徒妄り又奔走し名を勤 王は假り良民を欺罔
し金穀を貪り残忍し民力を駆役しいく甚以て御撫恤の
御趣意を齟齬いくし以て儀も多分にられしくは万民間の
苦情をおいてを假令 朝政に觸らずしても聊無忌憚可
申出は尤領主地頭等をおいても厚き御趣意を以て民間に

り訴へ出い節ハ速^{ヒヤウ}又大政官へ言上致さるべくハ尚又差掛り
以件^ノ左の通り仰出されハ万領主地頭より厚く相諭^{オモカセ}ハ
様致さるべくハ

但^レ従前^ノの弊習を追^アて言語擁蔽^ノの事も測り難くハ
民間の者より直^ニ大政官へ訴出^ハハ後も勝手次第の事
一五畿七道諸宿訳の儀是ま^ニ申^ス也申^ス也印鑑これ^ハあき^ニのハ
立^タ申^ス間^ノ敷^キ箒^ノの処近來宮堂上家来あど^ク唱^セハ印鑑引合^セも
これあきのみあ^ツぐ無^カ貸^ス錢^ト人馬繼立剛談い^ハハ
者これある趣以ての外^ノの事^ニハ万以来印鑑引合^レられ
く且つ賃錢跡拂等^トハ決^シて継立申間^トき事

月日

右の通後

御所被仰出^ル事

○英吉利人の著せる日本記事中的一篇

横濱新聞紙タイムスより抄出

日本の国運循環^ノ徳川氏其幸福を失^ヒハ一橋の名を^レあ^テ
會盟の列^ニ加^ルん^トん此人を水戸の子あり水戸ハ平生
騷^ガハ^レ國柄^ノハ^レ血統^ノ争^ノ論^ノの絶^ト也^ニ間^ハあり此人一橋の養
子と^シてあり島津三郎の撰^キ奉^スマ^リて大老の重職^ニ昇^リり^テ
是え三郎の術^ヲ敷^キを行^ハふ^ハ為^スる^ニハ^レ其後幼き將軍^ニ深^ク信

用せられ竟^ふ將軍の職を嗣^つぐに至り外国同盟の助を以て
其身の幸福を全くせんと謀^まり世を驚^{おど}るひ程の大事業を成
さんと欲^ほし其事を 天子は奏^{そう}聞を扱 天朝は兩度政權を
返^かし兩度それを賜^{たま}りし夫より大坂兵庫開港の期限は
及び日本は於て尤威權^{いかん}はる外国人は接遇^{せつご}し我等を以て其
昔日の威權より強^{つよ}き事を證^あせしめし其勢^{いきほひ}實は盛^{さか}なり
と言ふべし然るは其後俄^{たち}に兵を出し襲^{せう}攻の企利^{きり}はらざり
て今年第一月夜は乗^{のり}て都城を棄^すて逃^{にが}れ出しし其兵は
敗^ま走し其勇氣は挫^くけ其王權全く已^やを去り是はかいて徳川
氏の大統は居ると雖も同盟の大名は見^み離^りされ家臣を叛^か

き今に至りては進退共は窮り二三年前威權の盛ありし時
節^{とき}は比^ひをれば榮枯^{えいこ}判然^{はんぜん}とし地を替^かへし鳴呼^{なげ}何ぞ其衰
ふる事の甚^しきや扱^あ江戸は歸りし後を其家^{いへ}は旧來^{きうらい}委任^{いんにん}
せし重臣を廢し昔時の法則を去り大は改革を成しし是
まで一橋を知りて其人を重^{おも}んせし人々を夫等^{それら}の事を指し
て英邁^{えいまい}の所業より尊^たむべき大決断ありと称^な譽^うを然^{しか}とど
も其布告の書は云へる所を見し彼の深意^{しんい}を何の用し
成らざる事を指^さして大切の事と唱^なへし
此頃^{このとき}旗本中^{はたもと}は示^しし書面を得し其文左の如し是は今^{いま}
度^{たび}家政^{かせい}改革の様子を見しに足^{たり}べきものあり

連年政府の入用莫大の事として意外に出たり依て海陸軍の
兵備を充實たくましくよせんが為は心ありはれも汝等おれらの知行ちぎょうの半高を
昨年中借り上る事よ至まり然るも方今の場ば合あひては汝等
の俸禄ほうりくほとんど無き事も及ぶべし

注よ曰南方は所の領地を失ひしよりして其歳入八百
万石の処今の僅よ三百万石よ減しより

是と予が悲い歡かんの事やして聴くは堪へざる処あり故よ予今
悉く旧律古例を止めよめての入用を格外よ減せんと謀る
予いふも臣下よ對し深く氣の毒よ思へども汝等祖先そせん以
來承ついでけ来りし知行を引ひ続つきよと与ある事よても出来まどく

思はる是よ依て自ら力を尽して日用を減し衣食を言ふよ
及むべし少しの費用よりとも省略せつりゃくし是を以て生活せいかつの道を立
てん事予の心願あり然る上の汝等家事を始めよめての入
用を減略げんりやくをべし依ては如何程の高官を勤むる者と雖も一
人よて騎歩きふし不自由ありと思ふべし然るも今日よ至ま
るも皆予が一身の過あまりちより起りし事故よ予を深く恥ぢ深く
悲む所あり付ては生計の為は暇を乞ひて記者は予よ於て
これをあはれよ忍しのびずと雖もその志を所よ任まかせまくれれば願
書を出さるも妨さまたげあり

一橋此号令を出せしより自ら其行を慎しんみ京都より怪我けが人

到着せしは只兩三人の家来を携へ度く見舞あど是またり
一橋敗歸の後られは謁見せし外国人皆その状を温雅や
て貴人の体を失えざるを称し今不幸より浮雲は掩られ
られとも全く滅亡せん事の極めを惜むべしと言へり然れ
ども一橋を此国に於て固より凡庸の人より凡庸の人を
べし且つ我輩は對しては毎に親友の情を失えざるの必定
あり

○二月廿一日越前宰相参 朝仰付られ中山徳大寺
兩郷より相渡されし書付

慶喜謝罪の状東征大総督を置られ以上は右の手を經じ
て言上の儀を 関し召され難き筋は付宜く其順序を以て
執奏されしりひを 思召の旨 仰出さるべくは事

右は 大君御謝罪の書を越前老侯より

天朝へ差出されし故あり

○雜報

仙蘭西より歸りし人の話は只今改羅巴諸国太平無事あり
去年ガリバルヂと羅馬法王と度々戦争あり法王方敗軍多
かりしが仙蘭西の援兵大にガリバルヂを敗りてこれを擒
り其後至て静謐ありしなり

江戸在苗の外国人追々横濱へ引拂ひしに依て開成所又在
苗せし和蘭医師理学化学二科教師ガラタマも當月四日横
濱より出立を

河津伊豆守ハ若年寄外国事務總裁元の如し○跡部遠江守
ハ願ふ依て免○林大學頭ハ寺社奉行並とある

當月九日ハ西洋第四月一日より江戸開港の期限あり普請
まども追々出来しれども此末商賣の盛衰いふべし計

知ること能く

會津の藩士を悉く国元へ帰り上方より怪我せし者も療治
中ありしが皆江戸を引取りし

中外新聞第五号

慶應四年三月七日

○江戸市中への觸書

勅使御下向の儀に付てハ都下の人心動揺いふれども物
事無之にへどもうくまぐら恭順の取扱を以て
此迎へ遊ばされ儀にいさしり此二心無之儀を

天朝へ此あり遊ばされ儀にかあはざる不當の由處
置えられし事と事と思し召され儀に付ての儀に付
使へ對し失礼の所業等決して致さずと右に付非常
驚衛のとめ夫に固め等建させられし都下人民いづれ

も心得建ちかむの所業決きまりてくれあま様精まことく可たる心付こころづの事

辰三月

奉行

○三月二日水渡

水意の書付

此れど相觸あはれ通京都表ひきまより軍勢いくさの差向相成あは実まこと以て奉恐
入いの儀ぎ又付ひきま只管ひきま恭順きんじゆん謹慎きんじん 水沙汰相待あはの事こと又付官軍へ對
一決ひとして粗忽そろの挙動きやうどうられちるままく右みぎハ 天朝へ對一
恐入おその儀ハ申まをすでもられあく且かつ府下ふら百万ひゃくまんの生なま灵たまを塗炭とたん又
陥入おとの儀相成あはの儀又付実まこと以て忍しのびざる次才つぎ又また假令たとへ忠義
の心こころ又出いのとも此旨このたま又相悖あひりあの者ものを我われが意い又背そむきまの者もの又

付子つこが身み又刃やいばを加くふるも同様の儀おな又付此旨このたまと相弁あひへ心
得達とくたつひこれあま様又致いたさまべきもの也

○ 所奉行黒川近江守くろがわの留守居くわ又轉まト松浦越中守代まつらりて町奉
行まちと成なる○梅沢孫太郎妻木多官うめざわを大目付おほめづ○酒井安房守さか
寺社奉行並

○ 近ちかく官軍問罪くわんぐんの奉ほうりりと聞きく臣子しんしの分ぶん只一死ひとのしのみ何
そ患うれともなるは足たりらん其曲直まが是非し又至いたりてハ強つよて今いま分別ぶんべつを
論ろんせん暫しばらくく空漢くわん又對たいし百歳公議ひゃくさいの人ひとを待まちつのみ即今いま米利めいり

堅の報告云官軍兵庫の居館を襲ふ故に砲墩を用き兵士
を分ち其地を堅守し軍艦を呼ぶと英仏も亦然り長崎地方
の如きえいも其確報を得むと雖も恐くは同轍は過ぎざ
るべし断然これを見て痛哭悲歎堪へば遠くは印度の敗
近くは支那の地長毛官兵其是非曲直を鳴らし同属相食
し西洋諸国其虚を乘じ皇国亦殆同轍は陥らんと人口は
勤王を唱へて大私を挟み皇国土崩万民塗炭に陥る事
を察せば是を何と云はん臣上進して微衷を愁訴せん
す然ともも有罪の小臣我が主と一死を待つものぞ然れども
此十歳の遺恨を何如せんや斬首前よたまは黙止まらるを得

す冀くは此微志を以て参輿阙下よ代訴せしめん事を誠恐
謹言

辰二月 徳川陪臣 姓名
右京師或る人の書状中よ之を得り依てこゝよ附記し

○京都より英国公使痲を受けし事
今日不図驚くべき一新聞を得り即ち英国人書状
の訳文あり依て紙数未満ありと雖も期日を待たば
して之を印行し急よ看官よ報告を兩三日の間よ必
詳説を得て再み訳出まらば

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日於横濱
江戸某公足下呈也

亜墨利加の蒸気船ローウルと号する船今朝兵庫より到着
せり去る廿二日即ち二月廿九日仙国公使ロセス及び和蘭
公使ポルスブルク 皇帝陛下に謁見を次日即二月三十日
英国公使ハルリーパークス京都において 皇帝の宮殿へ
昇らんとき 途中にて卒尔と襲撃せられ自身も少く疵
を被り外英人九人疵を受けたり其内二人ハ尤深手あり是
に依てパークスも 皇帝に謁見せられ大坂に引返り
り英仏及び和蘭の官吏等直に横濱に帰る事を決せり

此報告あなはいまも詳を悉きべといへども多分相違ある
べきものあり

英吉利在苗館 某

副啓 帰港の上日本の兵卒即ち浪人輩を殺害せしもの
風説あり

○
向山隼人正若年寄に任は

中外新聞第六号

慶應四年三月十三日

横濱新聞の抄訳

一千八百六十八年三月廿八日日本三月五日記を
昨夜飛脚此地に到着しハルリパークス君京都に於て
天子の禁闕へ趣うんとする途中にて襲われ其護衛の騎兵
九人手疵を受け日本人一人殺され一人虜とありける音を
報告せり

此事に付てハ風聞まじくハよクハいまだ何者の所為
とも分り難し但し怪我人の九人うち其内二三人ハ死

しる由パークスを其乗りしる馬を斬られしるのみ
して自身より怪我これなき由あり

此事件の末如何ありやいまこれを知らん然もども
蘭西蒸気船ドフレイ并に英吉利蒸気船エドヘンチール急
に大坂に立せり是を蓋し公使等を迎へ帰らんよある
べし

此度の公使等實に彼兇徒等の信を知らずを知る自今
以後決して右様の異変ありしき處置を行はん事これ我
輩の欲する所あり

最早寛大の處置を行ふべき時より政羅巴人米利堅人

身より一毫の罪ありて命を失へる者既に三十人及び
此後此の如き枉死の増加せん事疑ひあり然るに手
き處置を行ひて日本人の暴悪を止むべき事當然あり

先日仙蘭西にニストルの為せし處置の甚と手早くし且
其目的を得るの良策し此地より外国人等極めて敬服
せり此度英吉利にニストルも亦宜く是よあらふべし

先日仙人十一人堺に於て殺害せられしるバ仏国公使
五ヶ條の事を三日間決断ししるべき旨若し三日を過
ぎしり直様兵を差向け申べく云々の趣を京師へ掛
合し及びし是に依て五ヶ條共速に行えしるべし

云右ケ条の第一ハ 朝廷より書面を以て罪を謝せし
れ第二ハ外国事務總裁自身ハ仏船へ往きて謝し第三
ハ土佐の士官兵卒乱妨せし者を刑し第四ハ土佐
人脱劍せびし外國人の居留地ハ立入るを許さば第
五ハ償金十五万ドル此五ケ条ありといふ
外國人の狂死亦夥し第一ハ米利堅人十人水死し次ハ仏人
十一人殺害せられ又此度 朝廷の賓客として懇^後招待を
受くべき英吉利人故あくし襲^{おそ}されし事
コルシカ人の語ハ一人殺さるれば一人を殺せといふ事
られども吾等の是ハ倣^{まね}ふ事あく宜く一人殺さるれば千人

を殺せし心を以て復讐^{あやし}を行ふべし吾等一度命令を下せば
日本の外國の才智兵力ハ屈服せざる事を得ず日本人若し
頑固^{こつこ}あると死^しの遂^{つひ}ハ印度人の轍^{あし}を履むに至るべし
日本人ハ改羅巴米利堅等ハ往^かき其國人の如く自在ハ歩
行^ありも妨^さげあ^らず何故^な日本^には外國人^はこれ^を許さば
る^や畢竟^{ひつじやう}日本人^をし^て其陋習^{ろうじゆ}を改め公平の法を守ら^しめ
ん^が為^すハ大軍を上陸せしめ国内^にハ攻^せ入り軍艦を以て
海岸^{かいがん}を囲^こまざるを得ば
即^す今^{こゝ}兵庫と神戸との間の門を閉ち外國人の通行^{つうこう}を禁せり
何故^なとも解^とき^ばん^ば何^の道理^{どうり}ハ由^ゆて此^の如^く吾等^の自

由を妨くるや夫れ條約の正しき道理を行かん事の請合ひあり然るに此国民の何故道理を背ける事をあはれや彼等實は敵對を好むや又の唯戯れありや其裁判をこニストルの處置を在るべし

黒沢孫四郎 訳

○
京都より肥前肥後二藩と薩藩との間は不和の事起りしるより専ら夙閑なれども未詳なありし横濱へ出し置きしる戌兵皆此度江戸へ呼返しは成り然

るふ二三日以前其内三中隊など脱走ししる此節諸藩の言ふは及む旗本の士も脱走者少く近日步兵局の或る頭分の人も一人行方を知らざりし甲州路よりの報告は近藤勇百餘人の兵を引連れ甲州を指して往きしは是は先づ甲府城既は敵手は落し依て府城に入る事能は退きし屯守せし敵より兵を出し急を襲ひ掛りしは已む事を得し一戦し勝利を得し然るは敵兵再び来り攻めしは此方の援兵あり衆寡敵し難く大敗し及べりと云
上方より来りし人の話は天子遷都の説約ししり或は曰

薩州長州の二侯 今上を勸め奉りて浪華又遷るの議を建
つ然れども京地の民人不服ありと或を曰外国公使等屢々
参 朝を請ふ議者曰夷狄を以て 禁闕又入らむるを不
可あり宜しく浪華又行在所を設けて彼等の拜謁を受けさ
せりよべしと此説速く行なれざる間又各国公使既に入洛
せりより去月晦日の変事も出来せりといふ其詳ある事
を未だこれを聞く事を得じ
○英仏の両にニストル當月十日歸着に

中外新聞第七号

慶應四年三月十八日

京都御觸書四通

先般外国御交際の儀 睿慮の旨仰出されしに付てハ万国
普通の次第を以て各国公使等御取扱ひ在らせられし然る
処此度 御親征御出輦遊むされしに付てハ此餘日もこれ
あき由事と付各国公使急々参 朝仰付られしに付此度相
達し旨仰出されし事
右の通を仰出し且洛中洛外山城國中寺社共不洩様早く可
相觸しもの也

二月

此度西洋各国公使并ふ附属ぶくの者追々入京きやう以もつる市中ちゆうしゆう徘徊わい可致且冬内の砌せき等ら総すべて不作ふさ法の儀ぎ無な之様急度相心得可申事

二月

今度此一新しんの折柄せつがら御交際ごかうさいもも在あ以もつ付けての指向しやうかう為な融通ゆうつう洋銀一枚やうぎん付金三分ふきんの當あたりを以もつて差支さしあらず交際可致旨被仰出おほし以もつる銘めい々々無疑ぎ念ねん通用くうよういいくくづづくくい

二月

近來きんらい処ところ々々よよかかいて晴殺はるころせせられられれ内うちよよハ罪状ざいじやう相認あひま死骸しがいも添有あ之これいいもも少すくううぐぐ何なにもも陰惡いんあく陰謀いんぼう相憤あひりり以もつての所業しよごふも可

有あ之これいいハ共全体きゆうたい不埒ふらちの者共ともえ篤とくと吟味ぎんみの上刑典けいてんを以もつて嚴げん重じゆうの御裁許ごさいしよ被仰付おほし以もつる事ことも付大政御一新たいていごしんの折柄せつがら猶なほ又また以もつて為筋なすぢを心掛こころが公然こつぜんと可申出まをの処其儀そのぎあらず私しに殺害ころいいくくハハ朝廷てうていを憚おそららざる仕方しほうも付右等みぎらうの者有あ之これも於おててハ吟味ぎんみの上うへ此こゝと嚴刑げんけいも處あせらるるぐぐいいるる心得違無こころが之様可致事

正月

參與 役所

○勅書の写

日本国天皇告諸外国帝王及其臣嚮者將軍徳川慶喜請歸政權也制允之内外政事親裁之乃云従前條約雖用大君名称自

今而後當用換天皇稱而諸国交際之職專命有司等各国公使
諒斯旨

慶應四年正月

睦仁 御印

○開港延引の報告

方今日本政府の形勢一変するに因り江戸及び新泻を安全
よふさんぐ為に暫時其開市開港を過むべし而して日本在
苗英国女王殿下の特派公使全權ニニストルニ事態治定す
るに至るまで右の都府及び港に英国人の居留するハ危険
ありととの説を守らるべし

是を以て全權公使ハ英吉利人ニ告知を來り第四月一日即
ち日本三月九日右ニヶ所の開市開港を暫時延引して他日
英人右兩處に居留安全を得且つ交易を成さるべき節に至り
速に報告すべきりのあり

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日

兵庫に在る英国女王殿下の公使館

○三月八日管中ニ於て布告の文

當節柄小給の者ども別て難澁も可有之ハる格別の訳を
以て二百俵以下の者當夏に借米四分米六分金直段の儀を

百俵より付八十両の積を以て此節取越し被下より尤差向米渡
の分の相渡りて可有之

但布衣以上の役金は下に向を二百俵以下も相除き
以事

右の趣向へ可を達事

三月

○

此節亞墨利加サンフランシスコ港米穀至て拂底高直の由
より付日本より米を遣せしむる土人も悦び且日本も利
益ありべしとの噂あり

英仙の公使皆京都より帰着を英人サトウも亦帰りて伊皿
子長應寺前の寓処に在り

去月晦日の狼籍者の全く浪人より其場所にて切殺され
又も生捕りたり三月四日刑罰を行われ全く事済み成り
由且又英公使も三月三日滞りて冬朝拜謁せし由サトウ
の物語あり

横濱も當時英吉利赤備兵隊警衛を四五日前薩州人の出入
を止めし事あり何故とも分り難し或る説より薩人不圖外
国の婦人より戯しし事ありし故ありといふ

○薩藩大久保市蔵の建白書

今日の如き大変態の開闢以来いまだ曾てありざる所あり
然るも尋常定格を以て豈これに應むべけんや今一戦官軍
勝利とあり巨賊東走をと雖も巢穴鎮定に至らば各国交際
永續の法いまだ立くべし列藩離叛一方向定まらば人心洵々
百事紛紜とて復古の鴻業いまだ其半に至らざる終に其端
を開きしむる者と謂ふべし然れば朝廷に於て一時の利徳
を計り永久治安の策をおさぐる時に則ち北条の後より足利を
生し前代去りて後奸来るの覆轍を踏せられはも必然あり
べし依之深く皇国を注目し觸視する所の形跡は拘らば

廣く宇内の大勢を洞察しりハ數百年來一塊しり因循の
弊を一新し国内同心合体一天の主とすそのを斯くを頼母
しき物と上下一貫天下万民感動泣涕いりり程の由実行
を奉行せられん事今日急務の最急あり是れ是れでの通り
主上と申奉るもの玉簾の内は在り人間は替らせ玉ふ様
は僅に限りある公卿方の外拜し奉る事も出来ざる様ある
由有様よてハ民の父母しり天賦の由職掌よハ乖戾しりり
誤あれば此由根本道理適當し由職掌定まりて初めて内国
事務の一法起るべし右の根本を推究しり大变革せらるるべ
きは遷都の典を挙げらるるに在るべし何とあれば弊習と

云へるの理は非を以て勢をけり勢を觸視する所の形跡は
歸まぐべし今其形跡上の一二を論せんよ 主上の在る所を
雲上と云ひ公卿方を雲上人と唱へ 龍顔の拜し難き物よ
譬へ 玉体を寸地も踏むはさるゝのと餘り又推尊し奉り
て自ら分外は尊大高貴ある物の様は思召され終は上下隔
絶して其形今日の弊習とありし物あり敬上愛下を人倫の
大綱よして論あきとありし過れの君道を失えし臣道を
失えしむるの害あるべし 仁徳帝の時を天下万世称讚し
奉るは外ありべし即今国は於ても帝王従者一二を率して
国中を歩行き万民を撫育するの實は君道を行ふ者と言ふ

可し然れども更始一新王政復古の今日は當り 本朝の聖時
は則らせ外国美政を歴するの大英断を以て挙行せしめ
べきは遷都は在るべし是を一新の機會として易簡輕便を
本として数種の大弊を抜き民の父母たる天職の君道を履
行せられ命令一とび下りて天下慄動する所の大基礎を立
推及しむるは非されば 皇威を海外は輝し万国は對立
ししせられし事不可叶
一遷都の地の浪華はあく可らば暫く行在を定められ治安
の体を一途は居る大は成を事しむるべし外国交際の道富国
強兵の術攻守の大権を取る事海陸軍を起す事は於て地形

適當ありべし尚其局々の論りうべけれが贅せざん
右国内事務の大根本より今日寸刻も怠るべしうらぎりの
急務と奉存し此義行もれて内政の軸立ち基本始て舉行ふ
べし若し眼前些少の故障を懸念し他処に移りしをい行を
うぶき機を失し皇国の大事終よ去るべし仰き願をくハ
大活眼を以て一新して急卒御旅行はらん事を千祈万禱し
奉りし死罪

大久保市藏

○
帝鑑間雁間菊間の諸大名通計四十三藩 君上より代りて謝

罪の歎願書を 天朝より捧ぐん事を議し其内四家の重臣先
総名代とありて上京し當三月二日太政官辨事傳達所へ罷
出中川大炊は頼て右書面を差出せし東園殿に落手相成
追て由沙汰可有之旨に仰聞し
右名代四人は佐倉の倉次甚大夫小田原大久保弥右衛門上
田の掛山政右エ門佐野の西村鼎是あり戸沢諏訪両家も初
を連名ありし追て除名せし由其故未詳
外様より仙臺二本松米沢を初め徳川氏の為め力を尽
し寛大の由處置を乞ふ者多し
一橋玄同殿も東海道へ出て 勅使より哀訴せられ勝安房守

等も周旋^{まわらば}尽力^{とんま}少^{すく}う^べん

兵庫^{ひょうご}の^りも何者とも知^しま^ば英吉利^{えいぎり}コンシールの旅館^{りんかんと}へ忍^{しの}込^めみコンシール夫婦^{ふうふ}を殺^{ころ}し^る由^{よし}の風説^{ふうせつ}ひり^り虚^き実^{じつ}未^ま詳^{じょう}

○京都^{きょうと}よりの布告

一大藩^{いちだいはん}三員

一中藩^{いちちゅうはん}二員

一小藩^{いっしょうはん}一員

右^{みぎ}の今般^{いまぱん} 王政^{おうせい}の一新^{いっしん}仰出^{おうえいしゅつ}され輿論^{いろん}公議^{こうぎ}を執^とり^はは趣意^{しゆい}を以^もて各藩^{かくはん}より貢士^{きゆうし}として太政官^{たいてい官}へ差出^{さしだ}し^は様仰出^{さまおうえいしゅつ}され^は條其^{じょうき}の趣意^{しゆい}又^{また}相基^{あいき}き^は国々の国論^{こくろん}も相代^{あいで}ら^ばべき者^{もの}人撰^{にんせん}有^あ之^の差出^{さしだ}し^は様^{さま}の沙汰^{さた}の事^{こと}

但^{たゞ}右^{みぎ}拜承^{はいじやう}當日^{たうじつ}より五十日^{ごじゅうにち}を限り差出^{さしだ}し^は可^べ申^ま尤^{なほ}其^{その}者^{もの}参^{まゐ}着^{ちやく}次第^{しだい}辨事^{べんじ}役所^{やくじょ}へ可^べ届出^{とど}事^じ

一各藩^{かくはん}より徴士^{ていし}仰付^{おうえいしゅつ}られ^は者^{もの}の奉^{ほう} 命^{めい}即日^{じつじつ}より 朝臣^{てうしん}と相心得^{あうこころ}勿論^{むろん}旧藩^{きゅうはん}又^{また}全く^{たゞ}関係^{かんけい}混^ま合^{ごう}これ^{これ}ふ^ふき^きの趣意^{しゆい}又^{また}は^は此^{こゝ}旨厚^{しよこう}く^く相心得^{あうこころ}可^べ申^ま事^じ

一大藩^{いちだいはん} 但^{たゞ}し^し四十万石^{しじゅうまんごふしやく}以上^{いじやう}を唱^{なげ}

一中藩^{いちちゅうはん} 但^{たゞ}し^し十万石^{じゅうまんごふしやく}以上^{いじやう}を唱^{なげ}

一小藩^{いっしょうはん} 但^{たゞ}し^し一万石^{いちまんごふしやく}以上^{いじやう}九万石^{きゅうまんごふしやく}を唱^{なげ}

右^{みぎ}の通諸^{つうしよ}侯石高^{こうしやくたか}を以^もて三等^{さんとう}又^{また}區別^{くわつべつ}相立^{あひた}は^は様^{さま}に 仰出^{おうえいしゅつ}の事^{こと}

二月

諸藩より江戸開成所へ拔擢ちやく又ハ雇やとニ相成居まハ者名元取もと調と
早速辨事役所へ申出まハ様やヲ仰出おほハ事

二月

○

横濱只今在苗なの商船廿九艘軍船ハ英吉利五艘ハ蘭西二艘
亞墨利加二艘亭漏生ふろいせん一艘通計十艘あり
ドル相場少す下くだ落おの方かたあり一枚まいニ付銀四十三匁五分より
四十三匁六分五厘

中外新聞第七号終



